

三種町まち活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、三種町まち活支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、三種町補助金等交付規則（平成18年三種町規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 三種町に住所を有する者をいう。
- (2) 活力増進事業 団体の年間活動ではなく、町民が自主的かつ主体的に行う町の活性化や賑わいの創出及び関係人口の創出に資する事業であって、公益性があり不特定多数の人の利益に寄与することを目的とし、営利を目的としない事業をいう。

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、本町において町の活力増進事業の推進を支援することを目的とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、補助対象団体が主催する町の活力増進事業に係るものとする。

2 次の各号に掲げるいずれかの事業を加えて実施する場合は、補助金を加算（以下「加算事業」という。）するものとする。

- (1) 多文化共生の推進を図る事業
- (2) 男女共同参画社会の形成の推進を図る事業

3 第1項及び前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助金の対象としない。

- (1) 国、県、町等から他の助成を受けている事業
- (2) 政治又は宗教活動を目的とする事業
- (3) 特定の企業、団体及び個人の利益を追求する事業

(補助対象団体)

第5条 補助金の交付を受けることができる団体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 代表者が町民であること。ただし、三種町の公職に就く者を除く。
- (2) 構成員のうち、町民及び町内に勤務する者が5人以上いること。
- (3) 事業の企画立案から実績報告まで、責任を持って履行できると認められる団体であること。
- (4) 各種法令に違反していないこと。
- (5) 各種法令の規制対象となっていない場合でも、社会問題を起こしていないこと。
- (6) その他不相当と認められる団体でないこと。

(事業実施期間)

第6条 補助対象事業の実施期間は、当該事業実施年度の2月末日までとする。

(補助金の交付額)

第7条 補助金の交付額は、補助対象経費に次の各号に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、1年度当たりの補助金の交付額は、25万円を上限とする。

- (1) 交付1回目 10分の9
 - (2) 交付2回目 10分の8
 - (3) 交付3回目 10分の7
 - (4) 交付4回目以降 10分の6
- 2 加算事業を含み活力増進事業を実施する場合は、5万円を加算する。
 - 3 補助金の交付額に、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
 - 4 補助金の交付回数は、当該年度において同一団体1回限りとする。

(補助対象経費)

第8条 補助金の交付対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する次に掲げる経費とする。

- (1) 報償費（イベント開催における謝礼金等）
- (2) 旅費（イベント開催における講師旅費等）
- (3) 需用費（消耗品費及び印刷製本費）

- (4) 役務費（通信運搬費、保険料等）
- (5) 使用料及び賃借料
- (6) 原材料費
- (7) 備品購入費（事業実施に必要と認められるもので、交付1回目のみ5万円以内とし、2回目以降は対象としない。）
- (8) その他事業推進に必要な経費として町長が認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助対象経費としない。

- (1) 団体の活動維持に係る経費
- (2) 団体構成員に対する謝礼又は報酬及びそれに類似する経費
- (3) 補助団体間での経費
- (4) 明らかに業務内容と領収した業者の業種が違う経費
- (5) 領収書等により補助事業者が支払ったことが明確に確認できない経費
- (6) その他事業の実施に直接関係のない経費、又は町長が社会通念上適切でないとした経費

（補助金の交付申請）

第9条 補助金の交付を受けようとする団体は、規則第3条に掲げる書類に団体に関する調書（別記様式）を添えて町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第10条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、規則第4条の規定に基づき、補助金の交付決定を通知するものとする。

（補助金の請求手続）

第11条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた団体（以下「交付決定団体」という。）が、補助金を請求しようとするときは、規則第5条の規定に基づき、補助金等請求書を町長に提出しなければならない。

（事業の変更等）

第12条 交付決定団体は、補助金の交付決定を変更し、又は中止しようとするときは、規則第6条の規定に基づき、町長の承認を受けなければならない。

（実績報告）

第13条 交付決定団体は、補助事業が完了したときは、規則第11条の規定に基づき、実績報告しなければならない。

2 交付決定団体から提出された実績報告書は、公開するものとする。

(補助金の返還)

第14条 交付決定団体は、返還の必要が生じたときは、規則第8条の規定に基づき、交付された補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(報告及び調査)

第15条 町長は、補助金に関し、必要があると認めるときは、交付決定団体へ報告を求め、関係書類その他必要な事項を調査することができる。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年6月26日から施行する。

(経過措置)

2 令和7年度までに三種町若者活動支援事業補助金、三種町関係人口創出事業補助金及び三種町出会い創出事業補助金の交付を受けたことのある団体からの申請については、第7条第1項に規定する補助率は交付2回目の団体として取り扱うこととする。

別記様式（第9条関係）

団体に関する調書

団体の名称		
担当者氏名		
担当者 住所・連絡先	住所	
	電話番号	
	メールアドレス	

会員名簿

役職等	氏名	年齢	住所及び勤務先

※記入欄が不足する場合は、別紙に記入し添付してください。

※団体の活動がわかる総会資料や会則などを添付してください。